



財務情報の質的特性「理解可能性」の検討

－ 企業会計および公会計「概念フレームワーク」の比較を中心に－

文教大学大学院 情報学研究科 石田 晴美

概要 本稿の目的は、FASB, IASB, GASB, IPSASB の各概念フレームワークの「財務情報の質的特性」の「理解可能性」に焦点をあて、その比較検討をとおし、企業会計と公会計における「理解可能性」の違いおよび、その意義を明らかにすることである。検討の結果、自らの意思と責任で財務報告に接する企業会計の財務報告利用者は、事業および経済活動についての合理的な知識を有し、情報を入念に検討し分析する責任が求められる。そのため、企業会計において「理解可能性」は補強的な質的特性に分類されるとともに、最下位に位置づけられる。これにたいし、税金を払うか否かの意思決定を自発的に行うことができない国民・住民にたいし財務報告を提供する公会計においては、必ずしも詳細な会計知識を有さない幅広い財務報告利用者が理解できるように全ての努力が行われなければならない。そのため、「理解可能性」は高く位置づけられ、重要であることを明らかにした。

(2015年3月12日受付)

文教大学大学院 情報学研究科

〒 253-8550 神奈川県茅ヶ崎市行谷 1100
Tel 0467-53-2111(代表), Fax 0467-54-3724
<http://open.shonan.bunkyo.ac.jp/gs-info/>

財務情報の質的特性「理解可能性」の検討

－企業会計および公会計「概念フレームワーク」の比較を中心に－

石田 晴美

1 はじめに

IASB（国際会計基準審議会）と FASB（米国財務会計基準審議会）は財務会計の概念フレームワークの共同開発を進め、2010年9月に「財務報告に関する概念フレームワーク」第1章「一般目的財務報告の目的」および、第3章「有用な財務情報の質的特性」を完成させた。これにより、FASBは「財務会計の諸概念」第1号「営利企業の財務報告の基本目的」（1978）および第2号「会計情報の質的特性」（1980）を差し替え、IASBは「財務諸表の作成及び表示に関するフレームワーク」（1989）の該当部分を差し替えた。

企業会計ではIASBとFASBがこのように概念フレームワークの一部分を共同開発したのにたいし、公会計においてIPSASB（国際公会計基準審議会）とGASB（米国公会計基準審議会）は、概念フレームワークの共同開発を行っていない。IPSASBは2014年10月に「パブリックセクター主体による一般目的財務報告のための概念フレームワーク」の策定を完了し、GASBは2015年1月末現在、「概念報告書」第1号「財務報告の目的」（1987）から第6号「財務諸表構成要素の測定」（2014）を公表している¹。

企業会計と公会計の最も大きな違いの一つは、利害関係者の関わり方・多様さである。企業会計において投資者や債権者を代表とする利害関係者は、自らの意思で当該企業に資金提供するか否かを決定することができる。これにたいし、国や地方自治体は課税権を有し、国民・住民から強制的に税を徴収する。そのため、公会計が対象とする主要な利害関係者は広く国民・住民となり、企業会計が想定する利害関係者とは大きく異なる。国民・住民には、財務情報を読み取るだけの十分な会計知識を有していない者が多数存在することが予想されるが、会計知識を有しないことの非を国民・住民に帰すことはできない。そのため、財務情報の質的特性としての「理解可能性」が持つ意義は企業会計のそれとは大きく異なると考える。

本稿の目的は、FASB、IASB、GASB、IPSASBの各概念フレームワーク「財務情報の質的特性」（以下、「質的特性」という）の「理解可能性」に焦点をあて、その比較検討をとおり、企業会計と公会計における「理解可能性」の違いおよび、

その意義を明らかにすることである。まず第 2 節では、各概念フレームワークの「質的特性」における「理解可能性」の位置づけを検討する。次に第 3 節で、各概念フレームワークの「理解可能性」の定性的表現の比較検討をとおり、企業会計と公会計における「理解可能性」の違いおよび、その意義を明らかにする。

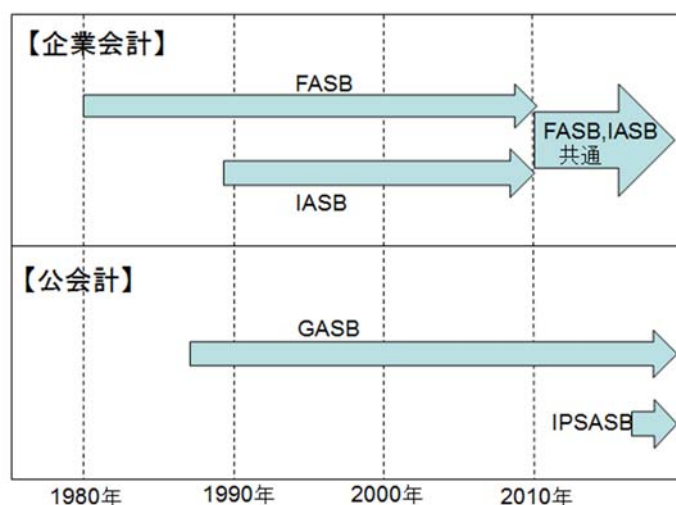
2 各概念フレームワーク「質的特性」における「理解可能性」の位置づけ

図表 1 は FASB,IASB,GASB, IPSASB の概念フレームワークの「質的特性」の公表・適用時期を企業会計と公会計に分けて示したものである。

FASB は 1980 年に、IASB は 1989 年にそれぞれ概念フレームワーク「質的特性」を公表し、その後 2010 年 9 月に新たな概念フレームワーク「質的特性」を共同開発し、それまでのものを差し替えた²。

GASB は 1987 年公表の概念報告書第 1 号「財務報告の目的」において「質的特性」を示し、IPSASB は 2013 年 1 月に概念フレームワーク第 3 章「質的特性」を公表した。

図表 1：FASB,IASB,GASB,IPSASB 「質的特性」の公表・適用時期



出典：筆者作成

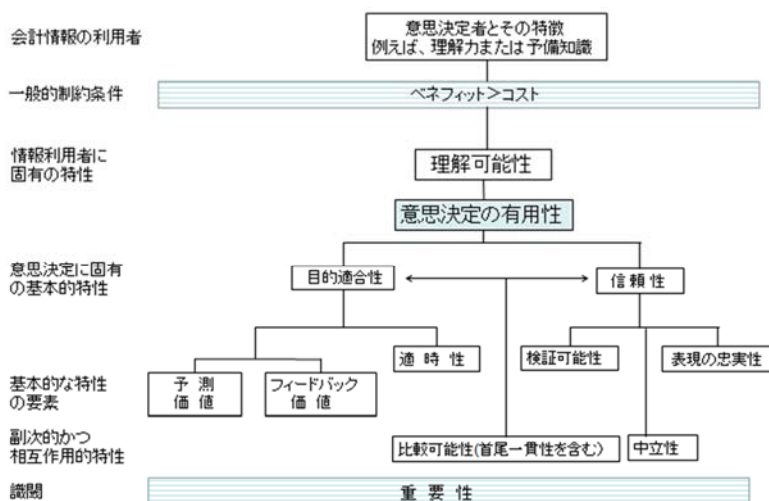
本節では、企業会計における概念フレームワーク「質的特性」の「理解可能性」の位置づけを FASB (1980)、IASB (1989)、および IASB,FASB (2010) と設定年順に明らかにする。そして、それらの比較から企業会計で「理解可能性」の位置づけがどのように変化したのかを検討する。次に、公会計である GASB(1987) および、IPSASB (2013) 概念フレームワーク「質的特性」の「理解可能性」の

位置づけを明らかにした後、企業会計と公会計における「理解可能性」の位置づけの違いを検討する。

2.1 FASB (1980)

FASB (1980) は、会計情報を有用にさせる質的特性を図表 2 のように階層構造として示した(par.32)。そこでは、会計情報は目的に適合するものであり、信頼できるものでなければならないとし、「目的適合性」と「信頼性」の 2 つを意思決定に固有の基本的特性とした。さらに、これらの内訳要素として基本的な特性の要素および、副次的かつ相互作用の特性に階層的に分解し、「予測価値」「フィードバック価値」「適時性」「検証可能性」「表現の忠実性」「比較可能性」「中立性」を挙げた。

図表 2 : FASB (1980) 質的特性



出典：平松一夫, 広瀬義州 (2002) 『FASB 財務会計の諸概念 増補版』中央経済社, 77 頁.

これにたいし「理解可能性」は、情報利用者に固有の特性であるとし、「財務報告によって提供される情報は、経営および経済活動を正しく理解し、また適度の注意を払って当該情報を研究しようとしている者にとって理解できるものでなければならない」「財務情報は一つの道具であり、この道具は学びとることができる。したがって、財務報告は専門家であるか否かを問わず、財務情報を正しく用いる方法を学ぼうとする全ての者が利用できる情報を提供しなければならない」とした (par.40)。

2.2 IASB (1989)

IASB (1989) は主要な質的特性として「理解可能性」「目的適合性」「信頼性」「比較可能性」の4つを挙げた。図表3はこれを表にしたものである。

IASB (1989) は主要な質的特性間に階層関係を示さず、「理解可能性」を「財務諸表が提供する情報の重要な特性は、その情報が利用者にとって理解しやすいことである」とし、「利用者は、事業、経済活動及び会計に関し合理的な知識を有し、また合理的に勤勉な態度をもって情報を研究する意欲があると仮定される」と説明した (par.24)。

図表 3 : IASB (1989) 質的特性

主要な質的特性 ・理解可能性 ・目的適合性 ・重要性 ・信頼性 ・忠実な表現 ・実質優先 ・中立性 ・慎重性 ・完全性 ・比較可能性
目的適合性と信頼性を有する情報に対する制約 ・適時性 ・ベネフィットとコストとの均衡 ・質的特性間の均衡

出典 : IASB (1989) pars.24-46 より筆者作成

2.3 IASB, FASB (2010)

IASB, FASB (2010) は質的特性を基本的な質的特性と補強的な質的特性の2つに分類し、基本的な質的特性に「目的適合性」と「忠実な表現」を挙げた。

図表4は、IASB, FASB (2010) 質的特性を示したものである。

図表 4 : IASB, FASB (2010) 質的特性

基本的な質的特性 ・目的適合性 ・予測価値 ・確認価値 ・重要性 ・忠実な表現 ・完全性 ・中立性 ・無誤謬性
補強的な質的特性 ・比較可能性 ・検証可能性 ・適時性 ・理解可能性

出典 : IASB, FASB (2010) pars.QC5-32 より筆者作成

さらに、財務情報の有用性を補強するものとして「比較可能性」「検証可能性」「適時性」「理解可能性」の4つを補強的な質的特性とした (par.QC34)。

「理解可能性」については「財務報告書は、事業及び経済活動についての合理的な知識を有し情報を入念に検討し分析する利用者のために作成される」、時には「十分な情報を持った勤勉な利用者であっても、複雑な経済現象に関する情報を理解するために助言者の支援を求める必要のある場合もある」とした (par.QC32)。

2.4 FASB (1980) , IASB (1989) , IASB,FASB (2010) の比較

図表 5 は FASB (1980) ,IASB (1989) ,IASB,FASB (2010) の質的特性の位置づけを比較したものである。

図表 5 : FASB (1980) ,IASB (1989) ,IASB,FASB (2010) 質的特性の位置づけの比較

FASB (1980)	IASB (1989)	IASB,FASB (2010)
<p>◆基本的な特性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的適合性 <ul style="list-style-type: none"> ・予測価値 ・フィードバック価値 ・適時性 ・信頼性 <ul style="list-style-type: none"> ・検証可能性 ・表現の忠実性 <p>◆副次的特性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・比較可能性 (首尾一貫性) <p>・中立性</p>	<p>◆主要な質的特性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理解可能性 ・目的適合性 <ul style="list-style-type: none"> ・重要性 ・信頼性 <ul style="list-style-type: none"> ・忠実な表現 ・実質優先 ・中立性 ・慎重性 ・完全性 ・比較可能性 <p>◆制約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適時性 	<p>◆基本的な質的特性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的適合性 <ul style="list-style-type: none"> ・予測価値 ・確認価値 ・重要性 ・忠実な表現 <ul style="list-style-type: none"> ・完全性 ・中立性 ・無誤謬性 <p>◆補強的な質的特性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・比較可能性 ・検証可能性 ・適時性 ・理解可能性

出典：筆者作成

FASB (1980) は「理解可能性」を情報利用者に固有の特性として情報それ自体が有する質的特性に含めなかった。これにたいし、IASB (1989) は主要な質的特性相互間の階層構造を示さなかったが「理解可能性」を他の3つの特性より先に記載するとともに「財務諸表が提供する情報の重要な特性は、その情報が利用

者にとって理解しやすいことである」(par.25)と説明した。このことから、IASB (1989)は「理解可能性」を最重要視していたと考えられる。

しかし、IASB,FASB (2010)では、「理解可能性」を補強的な質的特性に分類するとともに、記載順を最後とするなど図表5の矢印で示すように最下位に位置づけた。結論の根拠では「理解が難しい情報はできるだけ明瞭に表示と説明を行うべきことを示すことを意図」し、「理解可能性」を補強的な質的特性に分類したと説明している (par.BC3.42)。さらに、「利用者の責任は、報告される財務情報を合理的な勤勉さをもって『実際に』研究することであり、IASB (1989)が定義していた単にそうする『意欲がある』と仮定することではない」と指摘した (par.BC3.43)。

2.5 GASB (1987)

GASB (1987)は、図表6に示すように、「理解可能性」「信頼性」「目的適合性」「適時性」「首尾一貫性」「比較可能性」の6つを質的特性として挙げた。

図表6：GASB (1987) 質的特性

基礎的な質的特性
・理解可能性
・信頼性
・検証可能性 ・表現の忠実性
・目的適合性
・フィードバック価値
・適時性
・首尾一貫性
・比較可能性

出典：GASB (1987) pars.62-68 より筆者作成

GASB (1987)は、これら質的特性についてFASB (1980)が詳細な検討を行っているので参照するよう注記している (par.62)。このことからわかるように、GASB (1987)の考え方の基礎はFASB (1980)にある。しかしながら、質的特性間に階層関係を設けず、「理解可能性」を一番目に記載するなど「理解可能性」の位置づけは高く、FASB (1980)とその意味で同一ではない。

「理解可能性」については「政府報告の利用者は政府の会計と財務について異なったレベルの知識と素養を持っている。公的説明責任を果たすためには、会計原則についての詳細な知識を有していない者でも理解することのできる財務報告を公表すべきである。そして、利用者が提供された情報を理解することを助けるために説明と解説を含むべきである」としたうえで、「財務報告は単に理解することが難しいことから、または、利用者がその情報を利用しないことを選ぶという理由で情報を排除すべきではない」とした (par.63)。

2.6 IPSASB(2013)

IPSASB は、IPSAS (国際公会計基準)「序章」(2012)において、パブリックセクター固有の問題が存在せず IFRS (国際財務報告基準)をパブリックセクターに適用することが適切である場合、IASB 策定の IFRS と IPSAS を統合し、IPSAS は IFRS 基準および原文をできる限り維持するとした (par.13)。さらに、発生主義会計 IPSAS は IFRS を基礎としているため IASB の概念フレームワークは IPSAS 利用者にとっても目的適合であると明言している (par.14)。そのため、図表 7 で示す IPSASB(2013)は、先述した IASB,FASB (2010) と非常に近似している。

図表 7 : IPSASB(2013)質的特性

質的特性
<ul style="list-style-type: none"> ・目的適合性 <ul style="list-style-type: none"> ・確認価値 ・予測価値 ・忠実な表現 <ul style="list-style-type: none"> ・完全性 ・中立性 ・無誤謬性 ・理解可能性 ・適時性 ・比較可能性 ・検証可能性

出典 : IPSASB(2013)pars.3.1-3.31 より筆者作成

しかしながら、IPSASB(2013)は、IASB,FASB (2010) のように質的特性を基本的な質的特性と補強的な質的特性の 2 つに分類することは行わず、IASB,FASB (2010) が基本的な質的特性とした「目的適合性」と「忠実な表現」を他より先

に記載するにとどめた。さらに、IASB,FASB (2010) では末尾に記載していた「理解可能性」を「忠実な表現」の次に記載し、その優先順位を上げている。

「理解可能性」の定義で IASB,FASB (2010) と異なる点は、「パブリックセクターの一般目的財務報告は、利用者の基礎的知識、ニーズ、情報それ自体の性質に応じて情報を提供しなければならない」「報告期間および将来期間に関する財務・非財務情報の説明やサービス提供およびその他の業績についてのコメントは利用者が容易に理解できる程度に平易な言葉で書かなければならない」とし、また、「幅広い利用者が理解できるように一般目的財務報告に含まれる経済的な事象、その他の事象を表現するための全ての努力をしなければならない」としたことである (pars.3.17-3.18)。

2.7 IASB, FASB (2010) , GASB (1987) , IPSASB (2013) の比較

既に明らかにしたように、GASB (1987) は 2015 年 1 月末現在も有効であり、1987 年策定時は FASB (1980) を基礎にしている。また、IPSASB (2013) は FASB,IASB (2010) を基礎に開発されている。そのため、GASB (1987) は FASB (1980) に、IPSASB (2013) は IASB, FASB (2010) にそれぞれ近い内容となっている。図表 8 は IASB,FASB (2010) ,GASB (1987) , IPSASB (2013) 質的特性の位置づけを比較したものである。

図表 8 : IASB,FASB (2010) ,GASB (1987) , IPSASB (2013) 質的特性の位置づけの比較

IASB,FASB(2010)	GASB(1987)	IPSASB(2013)
<ul style="list-style-type: none"> ◆基本的な質的特性 ・目的適合性 <ul style="list-style-type: none"> ・予測価値 ・確認価値 ・重要性 ・忠実な表現 <ul style="list-style-type: none"> ・完全性 ・中立性 ・無誤謬性 ◆補強的な質的特性 ・比較可能性 ・検証可能性 ・適時性 ・理解可能性 	<ul style="list-style-type: none"> ・理解可能性 ・信頼性 <ul style="list-style-type: none"> ・検証可能性 ・表現の忠実性 ・目的適合性 <ul style="list-style-type: none"> ・フィードバック価値 ・適時性 ・首尾一貫性 ・比較可能性 	<ul style="list-style-type: none"> ・目的適合性 <ul style="list-style-type: none"> ・確認価値 ・予測価値 ・忠実な表現 <ul style="list-style-type: none"> ・完全性 ・中立性 ・無誤謬性 ・理解可能性 ・適時性 ・比較可能性 ・検証可能性

出典：筆者作成

図表 8 から明らかなように企業会計である IASB,FASB (2010) と公会計である GASB (1987) ,IPSASB (2013) では、「理解可能性」の優先順位が大きく異なる。企業会計において「理解可能性」は、質的特性のなかで最下位に位置づけられているのにたいし、GASB (1987) では最上位、IPSASB (2013) においても「目的適合性」「忠実な表現」の次に位置づけるなど、公会計における「理解可能性」の位置づけは非常に高い。

3 「理解可能性」定性的表現の比較分析

図表 9 は、IASB,FASB (2010) ,GASB (1987) , IPSASB (2013) 質的特性の「理解可能性」の定性的表現について、主な主張に数字を振り、内容がほぼ同様のものを横に並べたものである。

IPSASB は、先述したように IPSAS 「序文」で IFRS の原文をできる限り維持することを明示しているにもかかわらず、「理解可能性」については、IASB,FASB (2010) と異なる表現や主張が多い。これにたいし、GASB (1987) の主張で IPSASB (2013) と異なるものはない。

まず、GASB (1987) と IPSASB (2013) は③で、財務報告の利用者は会計について異なる知識レベルを有していること、そのなかには会計原則の詳細な知識を有していない者がいることに言及し、そのような幅広い利用者でも理解することのできる財務報告を発行すべきであり、そのために全ての努力が行われなければならないと主張する。そして、④利用者の理解を助けるためには平易な文章や説明、解説を含むべきであるとする。

これにたいし、IASB, FASB (2010) に同様の主張はない。IASB,FASB (2010) が想定しているのは、知識レベルが異なる幅広い利用者ではなく、⑥事業および経済活動についての合理的な知識を有し、情報を入念に検討し分析する利用者である。結論の根拠では「利用者の責任」という用語を用い、利用者に責任があることを明らかにしている。そこでは「利用者の責任は、報告される財務情報を合理的な勤勉さをもって実際に研究することである」(par.BC3.43) とし、「このような利用者の責任の議論にもかかわらず、一部の利用者が理解できないかもしれないという理由で、新しい会計処理方法が意思決定に有用な財務情報の報告をもたらすものであっても導入すべきではないという誤解が続いている」と指摘する (par.BC3.41)。IPSASB (2013) にも IASB,FASB (2010) の⑥と同様の記述はあるが、「合理的な勤勉さで検討し分析することが出来る、または準備すると想定する」と若干弱めの主張になっている。さらに、⑦情報を理解するために助言者

図表9: IASB, FASB (2010), GASB (1987), IPSASB (2013)「理解可能性」定性的表現の比較

	IASB, FASB (2010)	GASB (1987)	IPSASB (2013)
①	主な主張 比較可能性も 理解可能性を 高める		理解可能性は、利用者が情報の意味を理解することを可能とする質的特性である。比較可能性もまた理解可能性を高める (par.3.17)。
②	簡潔明瞭に表 現すべきである	財務報告の情報はできるだけ簡潔に表現されるべきである (par.63)。	情報が分類され、特徴付けられ、明瞭かつ簡潔に表 示されることで理解可能性は高まる (par.3.17)。
③	異なる知識しべ ルを有する幅広 い利用者が理 解できる財務報 告を発行すべき である	政府報告の利用者は政府の会計と財務について異 なったレベルの知識と素養を持っている。公的説明 責任を果たすためには、会計原則の詳細な知識を 有していない者でも理解することのできる財務報告 を公表すべきである (par.63)。	パブリックセクターの一般目的財務報告は、利用者 の基礎的知識、ニーズ、情報それ自体の性質に応じ て情報を提供しなければならない (par.3.17)。幅広い 利用者が理解できるように、一般目的財務報告が提 供する経済的およびその他の現象を表現するため の全ての努力が行われなければならない (par.3.18)。
④	利用者の理解 を助けるために 平易な文章や 説明、解説を含 むべきである	そして、この報告は利用者が提供された情報を理解 することを助けるために説明と解説を含むべきであ る (par.63)	たとえば、報告期間および将来期間に関する財務・ 非財務情報の説明やサービス提供およびその他の 業績についてのコメントは利用者が容易に理解でき る程度に平易な文章と方法で書かれなければならない (par.3.17)。
⑤	理解が難しいこ とを理由に情報 を排除すべきで はない	しかしながら、財務報告は単に理解することが難し いという理由から、または、利用者がその情報を利 用しないことを選ぶという理由で情報を排除すべ きではない (par.63)	しかしながら、単に利用者が支援なしでは複雑で難 し過ぎるという理由で、情報を排除してはならない (par.3.18)。
⑥	利用者は合理 的知識を有し情 報を分析する	現象の中には、本質的に複雑で理解が容易に はならないものもある。そうした現象に関する情 報を財務報告から除外すれば、それらの財務報 告書の情報は理解しやすくなるかもしれない。し かし、そうした報告は、不完全となり、したがって 誤解を招くものとなる可能性がある (par.QC31)。 財務報告書は、事業および経済活動について の合理的な知識を有し、情報を入念に検討し分 析する利用者のために作成される (par.QC32)。	一般目的財務報告の利用者は、報告主体の運営や 取り巻く環境について合理的な知識を有し、情報を 合理的な勤勉さで検討し分析することが出来る、ま たは準備すると想定する (par.3.18)。
⑦	情報を理解する ために助言者 の支援を求める 場合もある	時には、十分な情報を持った勤勉な利用者で あっても、複雑な経済現象に関する情報を理解 するために助言者の支援を求める必要のある 場合もある (par.QC32)。	いくつかの経済的その他の現象は複雑で、一般目的 財務報告で表現することが難しく、利用者は情報を 理解するために助言者の支援を求める必要のある 場合もある (par.3.18)。

出典: IASB, FASB (2010), GASB (1987), IPSASB (2013) をもとに筆者作成

の支援を求める場合もあるという主張に至っては、IPSASB (2013) と IASB, FASB (2010) の表現はほぼ同じであるにも関わらず、結論の根拠は全く異なる。IASB, FASB (2010) は、勤勉であっても助言者の支援が必要になる場合もあるからこそ、「理解可能性を補強的な質的特性に分類するのは、理解が難しい情報をできるだけ明瞭に表示と説明を行うべきだということを示すことを意図した」とする (par.BC3.42)。一方 IPSASB (2013) は、「利用者が理解するために支援を求める必要がある場合もあるということは、理解可能でなくても良いことを意味しないし、幅広い利用者が財務報告の情報を理解できるよう全ての努力をしなくても良いことを意味しない」とする (par.BC3.19)。

つまり、IASB, FASB (2010) と GASB (1987)、IPSASB (2013) の大きな違いは、第1に想定している財務報告の利用者の範囲が挙げられる。IASB, FASB (2010) が想定している財務報告利用者は、情報を自らの努力で理解しようとする者と限定的であるのにたいし、GASB (1987) および IPSASB (2013) は会計に関する詳細な知識を持たない者を含む幅広い利用者を対象としている。第2の違いは、提供する情報の理解可能性の程度である。IASB, FASB (2010) は、「目的適合性」と「忠実な表現」という基本的な質的特性を満たしていれば、たとえそれが非常に複雑で理解が難しい情報であっても提供すべきであり、理解することは利用者の責任であるとする (pars.BC3.41-43)。これにたいし、GASB (1987) および IPSASB (2013) は、全ての利用者に理解可能な情報を提供すべきとする。この違いは、GASB (1987) の「公的説明責任を果たすためには、会計原則の詳細な知識を有していない者でも理解することのできる財務報告を公表すべきである」(par.63) および IPSASB (2013) の「幅広い利用者が理解できるように全ての努力が行われなければならない」(par.3.18) に要約されている。

GASB (1987) は、政府組織及び政府が提供するサービスの主要な特質を次のように指摘する。それは「民主主義のもとでは最終的な権力は市民にある」(par.14) こと及び「政府は市民に課税し、サービスを提供する」(par.17) が、その場合に納税者は「非自発的資源提供者であり、政府が提供するサービスを全く受け取らなかったとしても税金を支払わなければならない」(par.17.a)、「資源の提供とサービスの受領の間に交換の関係は成立しない」(par.17.c) ことである。そのため、政府は「知る権利を有する」(par.56) 全ての市民に対し、公的資源をいかに調達し、使用したかについて自らの行動を正当化するために、「財務報告は、政府の義務としての公的説明責任を果たすために役立つものでなければならない」(par.77) とする。

このような公的説明責任の観点から、公会計における財務情報が具備すべき質的特性としての「理解可能性」は、企業会計と異なり非常に重要であると考えられる。企業では、資源提供者及び利害関係者は自発的に当該企業と関わりを持つものに対し、国・地方自治体等の場合では、資源提供者である納税者は当該報告主体と非自発的な関わりを持つ。つまり、国民・住民は税金等の強制的な徴収にたいし、支払うか否かの選択権を持たない。そのような非自発的資源提供者に対し、一定の会計知識を有していることを前提条件に財務報告を行うことは、過酷であると同時に、財務報告の目的である公的説明責任を果たさない。

これは、瓦田（1996,206頁）が指摘するように、「私企業の活動にかかわるか否かは、人々の自由意志に委ねられているため、当該私企業の活動にかかわる人々は、自らの努力により会計の基礎知識ないし予備知識を習得する必要がある。しかしながら、公共部門の活動は各人の意志とは無関係に各人に影響してくるために、GASBは情報利用者が提供された情報を理解できるように要求している」ということができるだろう。

そして、そのことが「理解可能性」の質的特性の位置づけに大きな影響を与えていると考える。企業会計において「理解可能性」が最下位に位置づけられているのは、理解する努力を情報利用者に求めているからである。一方、公会計では公的説明を果たす義務は情報を提供する側にあるため、全ての情報利用者に理解可能な情報を提供することが求められ「理解可能性」の位置づけが企業会計に比して相対的に高くなっているといえる。

4 おわりに

本稿では、FASB、IASB、GASB、IPSASBの各概念フレームワーク質的特性の「理解可能性」に焦点をあて、その比較検討をとおし企業会計および公会計における位置づけおよび、意義の違いを明らかにした。自らの意思と責任で財務報告に接する企業会計の財務報告利用者は、事業および経済活動についての合理的な知識を有し、情報を入念に検討し分析する責任が求められる。そのため、企業会計において「理解可能性」は補強的な質的特性に分類されるとともに、最下位に位置づけられる。これにたいし、税金を払うか否かの意思決定を自発的に行うことができない国民・住民にたいし財務報告を提供する公会計においては、必ずしも詳細な会計知識を有さない幅広い財務報告利用者が理解できるように全ての努力が行われなければならない。そのため、「理解可能性」は高く位置づけられ、重要であることを明らかにした。

では、「理解可能性」を高めるために必要なことは何であろうか。IPSASB(2013)はその結論の根拠で「幅広い利用者が財務報告を理解できるように全ての努力を行ったとしても、実際には全ての利用者にたいし全ての質的特性を完全に達成できないこともあるだろう」(par.BC3.19)、「実際の情報の理解度は、利用者に大きく依拠する」(par.BC3.18)と指摘する。

幅広い利用者を想定しながら、「理解可能性」を最大化するために必要な方策は2つあると考える。1つは企業会計の知識を有する者が理解できる情報を提供することである。もちろん、十分な会計知識を有しない利用者にはより丁寧な説明が必要であると考え、営利を目的としない公会計にあっても企業会計と可能な限り同じ会計基準にすることが必要だろう。もう1つの方策は、パブリックセクター間で同じ会計基準を用いることである。公会計が企業会計と同じ会計基準を用いる意義、およびパブリックセクター間で同じ会計基準を用いる意義は、比較可能性を高めるためではない。企業会計の知識を有する者すら理解できない独自の会計基準を用いること、あるいは報告主体によって違う会計基準を用いることは、財務報告利用者に報告主体によって違う物差し・会計基準を使うことを求めることにほかならず、「理解可能性」を著しく低下させると考える。一部の専門家だけが読むための財務報告ではなく、広く国民に説明責任を果たすための財務報告であるためには、企業会計から大きく乖離した会計基準を用いるべきではない。さらに、企業会計より重い公的説明責任を果たすために、表された結果について十分かつ丁寧に平易な説明を行うべきだと考える。また、長期的な視点に立てば、国民一般に広く会計教育を普及させることが、財務報告利用者の全体的な理解度を上げるために重要だろう。そのためには、中学校または高等学校等の教育機関での会計教育の実施・拡充が必要であると考え。

¹ 「概念報告書」や「財務会計の諸概念」等、会計基準設定主体により種々の呼称があるが、本稿では以下「概念フレームワーク」という名称で統一する。

² 1989年公表の概念フレームワークの開発主体はIASBではなくIASCであるが、本稿ではIASBとし、IASB(1989)と記載する。FASB概念フレームワーク第2号「会計情報の質的特性」はFASB(1980)と記載する。同様に、各会計基準設定団体が公表した「概念フレームワーク」の「質的特性」については、会計基準設定団体(公表年)と表記する。

【参考文献】

石田晴美 (2014) 「独立行政法人会計基準の見直し論点」『会計』第 186 巻第 6 号,56-70 頁

石田晴美 (2006) 『地方自治体会計改革論』森山書店

岩崎勇 (2011) 「IFRS の概念フレームワークについて」『会計』第 180 巻第 6 号,29-41 頁

瓦田太賀四 (1996) 『公会計の基礎理論』清文社

平松一夫・広瀬義州 (2002) 『FASB 財務会計の諸概念 増補版』中央経済社

FASB (Financial Accounting Standards Board) (2010) *Statement of Financial Accounting Concepts No.8: Chapter 3:Qualitative Characteristics of Useful Financial Information.*

FASB (1980) *Statement of Financial Accounting Concepts No.2: Qualitative Characteristics of Accounting Information.*

GASB (Governmental Accounting Standards Board) (1987) *Concepts Statement No.1:Objectives of Financial Reporting.*

IASB (International Accounting Standards Board) (2010) *Concept Framework Chapter 3: Qualitative Characteristics of Useful Financial Information.* ((邦訳) 企業会計基準委員会、財務会計基準機構監訳『2014 国際財務報告基準』中央経済社)

IASC(International Accounting Standards Committee) (1989) *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements.* ((邦訳) 企業会計基準委員会、財務会計基準機構監訳『国際財務報告基準書 2004』レクスネクシス・ジャパン)

IPSASB(International Public Sector Accounting Standards Board) (2013) *The Conceptual Framework for General Purpose Financial Reporting by Public Sector Entities, Chapter 3:Qualitative Characteristics.*

IPSASB (2000,revised 2012) *Preface to International Public Sector Accounting Standards.*

著者略歴

石田 晴美 Ishida Harumi

公認会計士。2005年3月横浜国立大学大学院国際社会科学研究所修了，博士（経営学）。同年4月文教大学情報学部専任講師に着任。2007年4月より大学院情報学研究科情報学専攻専任講師を兼ねる。2008年4月に同准教授。2014年4月より文教大学経営学部准教授。主として地方自治体会計，行政評価に関する研究に従事。文教大学大学院情報学研究科では「財務会計情報特論」を担当。

お問合せ先

住所：〒253-8550 神奈川県茅ヶ崎市行谷1100 文教大学大学院 情報学研究科
電話：0467-53-2111(代表), ファックス：0467-54-3724 (大学院事務室)
メールアドレス：ishida@shonan.bunkyo.ac.jp

情報学ジャーナル

情報学ジャーナル Vol.8, No.1 2015年3月31日発行

代表者: 関 哲朗

発行所: 文教大学大学院 情報学研究科

〒253-8550 神奈川県茅ヶ崎市行谷1100

電話：0467-53-2111(代表)

ファックス：0467-54-3724 (大学院事務室)

e-mail: gsinfo@www.bunkyo.ac.jp

<http://open.shonan.bunkyo.ac.jp/gs-info/>

編集: 文教大学大学院 情報学研究科 研究公開推進委員会
編集長 佐久間 勲, 委員 阿部 秀尚

ISSN: 2185-6850



A Study on Understandability of Qualitative Characteristics of Useful Financial Information

Ishida Harumi*

*Graduate School of Information and Communications, Bunkyo University
1100 Namegaya, Chigasaki, Kanagawa 2538550, JAPAN
ishida@shonan.bunkyo.ac.jp

Received 12 March 2015

Abstract The aim of this study is to investigate the differences between understandability of financial reports in private and public sectors. The qualitative characteristics of useful financial information in conceptual frameworks issued by IASB, FASB, IPSASB and GASB were compared focusing on their understandability. Results of this comparative analysis show that understandability is more important in public sectors than it is in private sectors. This is because the users of financial reports of public sectors are completely different from those of private sectors. For example, governments, which are public sectors, impose taxes on their citizens. Therefore, they should present their financial information in a manner that is understandable to a wide range of users who may not have a detailed knowledge of accounting principles.

Graduate School of Information and Communications, Bunkyo University

1100 Namegaya, Chigasaki, Kanagawa 253-8550, JAPAN

Tel +81-467-53-2111, Fax +81-467-54-3724

<http://open.shonan.bunkyo.ac.jp/gs-info/>